

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面はあらかじめよくお読みください。

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

預け替え手数料について

- お客さま口座の振替有価証券(振込国債、一般債、振替新株予約権付社債及び振替株式等)を、証券保管振替機構等を通じて当社以外の口座管理機関へ移管(預け替え)される場合は、以下の手数料を頂戴いたします。
- 一定の条件を充たした場合、預け替え手数料を無料とさせていただく場合があります。

◎振替有価証券の預け替え手数料

手数料額	銘柄毎に	1,000円(税込)
------	------	------------

※複数の銘柄を預け替える場合、銘柄毎に預け替え手数料がそれぞれ必要となります。

※回号がある有価証券の場合、回号毎に別々の銘柄として取扱うこととなります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款等に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要（2024年1月31日現在）

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,350億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2009年6月

お問い合わせ先

ご不明点等は、日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

日興コンタクトセンター  0120-374-250（受付時間:平日8:30～17:30）